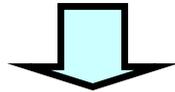


「金融システム面からみた
電子債権法制に関する
議論の整理」のポイント

平成17年7月
金融審議会・情報技術革新WG・座長メモ

1. 金融システム面からみた電子債権法制に関する検討の基本的立場

e-Japan戦略Ⅱ以降のIT戦略本部決定において、電子的な手段による債権譲渡を推進するための制度の見直しについて、「現行法上、原則として確定日付のある通知・承諾が必要とされている債権譲渡の対抗要件のあり方の検討」について記載



IT政策パッケージ(平成17年2月)

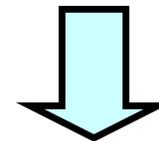
「電子債権法(仮称)の制定に向けた検討を進め、2005年中に制度の骨格を明らかにする。」

法務省、経済産業省、金融庁及び関係府省において、指名債権とも手形債権とも異なる新しい債権として、電子的手段により発生し、譲渡される「電子債権」のあり方を検討

金融改革プログラム(平成16年12月)

< ITの戦略的活用 >

情報技術革新の成果を積極的に享受し、金融インフラの利便性とコスト競争力の向上を実現するためのe-バンキングに関する法制の整備を検討



本WGにおける電子債権法制に関する検討の基本的立場

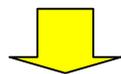
情報技術革新の成果を金融インフラに反映させ、積極的に享受できることを可能とするための制度面のあり方を検討する。



2. 電子債権法制に期待される金融システムに対する効果

現 状

不動産担保等によらず、中小企業等の売掛債権等を活用した与信のニーズ



売掛債権を譲渡すると.....

- ⤵ 買い手の検品等で早期資金化が困難であったり、割引率が高い等のコストがかかる。

手形を活用すると.....

- ⤵ 「紙」であることから、コストもかかるし、紛失などのリスクもある。

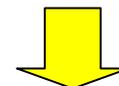
手形レス決済(一括決済方式等)を活用すると.....

- ⤵ 譲受人は、二重譲渡のリスクに対し、調査を行ったり対抗要件具備などの負担が必要となる。

電子債権法制の効果

＜現状の問題を一括して解決可能＞

- 😊 売掛債権等についての多様な情報を電子データに搭載することにより、早期かつ低コストの与信が可能になる。
- 😊 インターネットを使用して多様な参加者がどこからでも参加できる。技術革新を反映した、より優れたサービスが得られる。
- 😊 電子債権の原簿の書換えで対抗要件が付与される。



＜情報技術革新を活用した新たな金融インフラとして、金融システムの仲介機能・決済機能を向上＞

3. 電子債権法制構築に当たっての基本的視点

金融システムに対し期待される効果

電子債権法制は、以下の効果により、金融の仲介機能、決済機能を向上させることが期待される

多様な情報等を電子データの特性の下で活用できる

インターネットを使用して、多様な主体が参加できる

将来の技術革新を反映することができる

電子債権の原簿書換えて権利の移転ができる

電子債権法制構築の4つの基本的視点

柔軟

多様なニーズ等に柔軟に対応できる制度とする

簡素

多様な主体にとって簡易で利用しやすい制度とする

成長

将来にわたり参入が可能でサービスの成長性が確保される制度とする

信頼

運営が円滑で利用者が信頼できる制度とする

4. 電子債権法制構築に当たっての論点(その1)

柔軟

- (原簿記載事項)・必要記載事項以外の多様な任意記載事項の記載を可能とする
 - ・原因債権に対するトレーサビリティを確保するため、商流情報（ICタグ等）を記載事項に搭載することができる
- (対象債権)・幅広い金銭債権（売掛債権及び貸付債権等）を対象債権として認める
- (分割・一部譲渡)・電子債権の分割、一部譲渡を認める
- (管理機関のシステム)・多様な認証、決済等方式の併存により柔軟性・代替性を確保する

簡素

- (原簿登録の枠組み)・原簿の管理権限は単一の管理機関が責任を負う簡易な仕組みとする
 - ・ただし、管理機関以外の経由主体を通じた登録も制限されない
- (原簿管理方式)・各電子債権に特定の番号を付す「記番号方式」によることが適当

4. 電子債権法制構築に当たっての論点(その2)

成長

- (債権者等の参加資格) ・参加者資格について法的には制約しない(電子債権管理機関等の自主的な資格審査等は認める)
- (原簿への登録方法) ・管理機関の原簿にインターネットを通じてアクセスするための人的物的インフラを整備する(パソコンを使用しない者への対応は管理機関又は経由機関において検討)
- (電子債権に関する資金決済) ・電子債権に関する決済方式の多様性を確保する
- (管理機関の管理コスト) ・参加者の利用コストを低減できるよう、最新の技術等を活用したシステムの採用を可能とする

信頼

- (管理機関の原簿管理) ・債権者・債務者等の当事者と管理機関等との間の円滑な本人認証システム等を構築する
- (電子債権原簿の閲覧) ・当事者のニーズに応じた閲覧制度を設ける
- (決済と原簿の書換え) ・原簿上の資金決済の登録と資金決済の同期的管理を確保する
- (電子債権の支払不能) ・電子債権の支払不能に対する制裁制度を実務的に検討する
- (管理機関の中立性) ・管理機関が電子債権の取引当事者となった場合の利益相反防止に関する検討が求められる
- (履歴情報の管理) ・電子債権の履歴情報の改ざん等を防止するための厳正な管理を行う

4. 電子債権法制構築に当たっての論点(その他)

今後、基本法制等において、法的安定性等の観点から、以下の点について法的取扱いの明確化が必要。

- ・ 電子債権原簿登録行為の法的位置付け（発生の考え方）
- ・ 原因債権に基づく手形振出もしくは債権譲渡登記の可否
- ・ 電子債権原簿による対抗要件と他の対抗要件具備手段の優劣
- ・ 人的抗弁の切断の範囲
- ・ 善意取得の要件及び遡求権の選択制の可否

5. おわりに

本WGの基本的視点に基づく論点の考え方が、電子債権法制の構築に活用されることを期待。

なお、基本法制等の他、金融制度及び金融実務に関する論点についても、今後の検討の推移を踏まえ、関係者の適切な対応が求められる。